

「佐久穂農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」

令和4年2月9日付で公告の佐久穂町農業振興地域整備計画の変更案について当町の住民は、令和4年3月10日までに下記により町に意見書を提出することができる。

記

- 1 意見書の提出先及び問い合わせ先
佐久穂町役場 産業振興課農政係
(所在地：〒384-0697 佐久穂町大字高野町 569 番地)
電話：0267-86-2529 (直通) ※問い合わせ用。電話による提出はできません。
FAX：0267-86-4935
E-mail：nousei@town.sakuho.nagano.jp
- 2 意見書の提出にあたっての注意事項
 - (1) 提出方法
前記1の窓口への持参または郵便、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受付できません。
 - (2) 意見書の表記
意見書は日本語の表記に限ります。
 - (3) 住所等の表記
個人が意見書を提出するときは住所・氏名・職業を、法人が意見書を提出するときは法人名・代表者名・事務所の所在地を記載してください。
 - (4) 意見書の公表
提出された意見書は公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。
 - (5) 意見書の取り扱い
提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律第12条第1項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公表します。
 - (6) その他
佐久穂農業振興地域整備計画の変更案以外に対しての意見書の提出はできません。